

皇帝祭祀より見た漢代史

金子修一

一 はじめに

私の専攻は主に唐代で漢代ではありません。それがなぜ講演に漢代史を選んだのか、一言辨明しておきたいと思いません。

唐から見ますと、その前に中國を統一していた王朝は漢でありました。勿論、唐の前には隋が中國を統一していましたが、隋は短命でありましたし最初期にはまだ南朝の陳が存続していて、隋を北朝の一國に分類する場合があります。また、唐はその隋を滅ぼしたわけですから、隋がよい手本であったと唐が公言するわけには参りません。特に唐初には、隋の文帝の治世を参照すべきことが叫ばれ、煬帝の治世を殊更悪く言う傾向がありました。しかるに、前後四百年も續き、中國を長く統治することに成功した漢は、唐にとって参照すべき前例を豊富に備えた王朝でありました。この點は、どうも南北朝にとっても同様であったようです。史料一は、唐の名君と謳われた太宗の長孫皇后の列傳中の一文ですが、長孫皇后は『舊唐書』后妃傳の中では太宗にふさわしい有徳の皇后として記されています。その長孫皇后は古の婦人の善事を集めて『女則』という書物を作りましたが、その中ででしょうか、後漢明帝の馬皇后について、外戚を押さえることができず後漢における外戚の専權に道を開いた、と批判したわけです。明帝の馬皇后を取り上げたのは、同じく二

代目の皇帝の皇后だったからでしょうか。このような所にも、唐代の人々の意識的に漢代を注視していた状況が窺われるような気がします。なお『後漢書』皇后紀では、馬皇后は皇后や皇太后であった間、一貫して控えめな姿勢を取り続け本族の封爵を辭退した、と記されています^①。

このように唐代では、何か先例を探す時にしばしば漢代の例が参照されました。特に、私の研究している祭祀儀禮の分野でそれは顕著なようで、私自身先例を探して結局漢代に行き着いてしまった経験がしばしばあります。従って、唐代の禮制を論じようと思えば、漢代についてもある程度承知していなければならず、その場合に立場の相違からでしょうか、漢代史研究者が餘り注目していない所に眼が行ってしまうこともあります。今回は渡邊義浩先生から講演の御依頼があったこともあり、また貴學會の傳統もありますので、僭越ながら漢代における禮制形成の問題を取り上げてみることに致しました。皆様の御批判が頂戴できれば幸いです。本題に入ります。

二 前漢

漢代の皇帝祭祀の展開は、ひとことでは儒教に基づく祭祀の導入の過程であったと言えます。漢初の非儒教的な祭祀が、兩漢交代期までに儒教的な祭祀に置換されていくのですが、それでは漢初の皇帝祭祀の特色はどのようなものだったのでしょうか。雑多でありこちらは一言では言えませんが、史料二は、前漢最初の儒教的な郊祀の實施を主導した匡衡・張譚が、同時にそれまでの祭祀を廢止した際の記録です^②。様々の祭祀が載っていますが、最後に候神の方士及び使者・副者と共に、本草待詔が罷めさせられている所が注目されます。待詔はこの場合には、皇帝の顧問に應ずる官を言うのでしょうか。方には藥の調合の意味があり、顔師古の注を参照しますと、本草待詔は藥草を調合する知識で皇帝に仕

えていた者のようです。廢止された祭祀の場所には各地の山も多く、本草待詔とはそうした仙山から藥草などを採り、仙藥として調合していた官のように想像されます。このような官が朝廷から追われたわけです。前漢中期までの皇帝祭祀には個人の不老長生に關わる祭祀が多く、それらが儒教的な祭祀の導入によって廢止されたものと想像されます。

史料二を見ますと、それらの祭祀は高祖・文帝・武帝・宣帝と降る間に少しずつ積み重ねられてきました。そこで次に、文帝と武帝との祭祀の特色を一部に限って見てみますが、その前に皇帝制度の維持・運営に關わってどのような事態が生じたのかを見てみます。史料三の最初の一文は、漢代における以上の問題を知る上で大變興味深いものです。

『史記』では漢の高祖六年の出來事となっていますが、實は漢の高祖が皇帝位に即いたのは前年の五年のことでありました。高祖は皇帝になってからも父親とは通常の親子のように會っていたのですが（家人の父子の禮）、ある時父親の家令が苦言を呈します。「高祖は既に皇帝となっており、あなたは父親であっても人臣です。皇帝が人臣に拜禮するようでは、皇帝として示しがつかないではありませんか」というわけです。そこで高祖の父親は、次に高祖に會った時に下僕がやるように箒を持って高祖を迎え、高祖が近づくと後ずさりします。そして家令から教わったように、「皇帝たるものが身分の低い自分に對する態度で天下の法を亂してはいけません」と言うわけです。そこで高祖は父親に太上皇の稱號を與え、おそらくそれによって再び家人の父子の禮で、通常の親子のように振舞うことができるようになったわけです。このエピソードは、皇帝制度を維持していく上で、皇帝と臣下との間に身分としての一線を引くことが必要であったことをよく示しています。私の考えでは、このような君臣關係における身分秩序を積極的に創出し、維持しようとしたのが禮制を中心とする漢代の儒教思想でありました。

そこで、前漢の皇帝祭祀がどのように展開していったのかを、郊祀・宗廟の祭祀を軸に簡單に見てみます。まず、文帝二年には籍田の禮が行われるようになります。そして、文帝十三年には皇后による親桑の禮も行われて、男耕女織の

禮が整えられました。本日は籍田・親桑についてはこれ以上述べませんが、籍田の收穫物が宗廟の祭祀の供物となり、親桑の禮で飼われた蠶の絹糸から祭服が作られる、とされている點は注意するべきでしょう。また、皇后の親桑の禮の實施が決定された文帝十三年には、祕祝が除かれています。祕祝についての注釋の引用は省略しますが、皇帝にふりかかる禍いを人民に轉嫁して禳おうとする祭祀と解釋されます。文帝はこの祭祀を廢止しましたが、當時の朝廷で個人的な禍いを祓おうとする祭祀の行われていた狀況が窺われます。^③ さきにも觸れましたが、前漢では皇帝に關係するこうした個人的な祭祀は次第に淘汰されていくわけです。なお、同じ文帝十三年には肉刑の廢止が行われます。これは法制史上よく知られた事實ですが、籍田や親桑の實施、祕祝の廢止と關連して出てきた改革ではないでしょうか。從來の歴史學では禮制の動きは特に注目されて來ませんでした。文帝十三年における以上のような動きを一方は儒教史、一方は法制史と區別するのではなく、一體の動きとして理解した方が良いように思われます。

このように、前漢の祭祀はいわば合理化の第一歩を踏み出しましたが、匡衡らの郊祀改革では非禮とされる雍五時及び甘泉泰時における祭祀は、その後に登場してきます。雍五時設立に關する動きは文帝十五年に見られますが、そこでは成紀に現れた異物の神が民を害することなく、豐作を招いたことが、雍五時の祭祀設立の理由となっています。一方、甘泉の泰時は武帝の時に設立されますが、史料四の傍線部に端的に示されますように、こちらは昇天という武帝の個人的な願望が強く出ています。吉川幸次郎氏の『漢の武帝』では、「なに、黄帝は、きさきたちを連れて、天に昇ったと申すか。おれなら、妻子なんか、スリッパをぬぐように、ぬぎすててゆく」と、大變印象深い譯文となっています。一見歴史に逆行するような文帝と武帝との相違は、武帝の個人的資質に基づくのかそれとも別の要因があるのか、興味を引かれるところです。

既に觸れました成帝期の匡衡・張譚による南北郊祀の設立についてはあらためて詳述せず、關連資料の引用も省略し

ますが、北郊の祭祀がこの時初めて登場することは述べておかなければなりません。既に小島毅氏が明瞭に指摘していますが、祭天の場所の南郊に對應する祭地の場所としての北郊は儒教の經書には典據がなく、『漢書』郊祀志下に見える匡衡らの上奏に初めて出てきます。前漢末の郊祀・宗廟の祭祀は、従来行われていた天や宗廟の祭祀を、儒教の經書に引き當ててその非禮を指摘し、これを廢止或いは換骨奪胎する形で改變されてゆきますが、實は經書の祭祀も決して十分な體系性を備えていたわけではなかったのであります。後に見るように、この問題は緯書の役割の理解の仕方に繋がって參ります。

従って、郊祀・宗廟の祭祀を體系化するにはある程度纏まった作業が必要となるのですが、その功勞者となったのは實は王莽でありました。五の初めに掲げた史料は、王莽の提出した郊祀制度のプランの全體を示したのですが、そこには正月上辛もしくは若丁の天地の祭祀、冬至の天の祭祀と夏至の地の祭祀、その壇上における天・地や配帝・配後の位置、皇帝親祭と有司攝事との區別など、多少形を變えながらも後世に繼承されていく郊祀制度の原則⑥がすべて出揃っております。これに對し、定期的な宗廟の祭祀（これを正祭といいます）の基本は後述するように後漢の初めに登場しますが、實は王莽によって定められた宗廟祭祀の原則も一點存在しました。すなわち、宣帝の父の史皇孫廟（悼皇考廟）、哀帝の父の恭皇廟（共皇廟）は、平帝の元始年間（一〜五）にいずれも王莽によって廢されています。保科季子氏が的確に指摘するように、これは實の親子關係よりも皇帝の繼承關係を重視するもので、皇帝制イデオロギーの強化という點では見過ごせない事實であります。七（一）の最後の史料に見えるように、後漢の宗廟祭祀では初めから前漢の諸帝を祭ることが當然視されており、光武帝の父である南頓君以上の祖先の祭祀は、墓所のある郡縣に祭らせることになっていきます。これは、王莽の行った史皇孫廟・恭皇廟の廢止と同じ考えに立つものであり、後漢王朝は宗廟制度の重要な部分でも王莽の措置に従っていることとなります。このような、郊祀・宗廟制度改革における王莽の役割は、十分に注意さ

れなければなりません。

以上の王莽による廟制改革は、前漢末までの皇帝の權威強化と關係しています。そこで、漢代における皇帝の權威形成に直接關係する資料として私が注目したのが、六に掲げた五點の史料です。初めに高祖の即位ですが、そこには特殊な權威は認められません。言うなれば何かの會の議長を選ぶように、羣臣から皇帝となることを勧められています。その羣臣の言に、「大王は微細より起ち」とあって、高祖が庶民の出身であることが羣臣に周知されていたことも注目されます。秦始皇帝と漢高祖との皇帝としての大きな相違は、傳統的な權威の有無にあると思います。秦は春秋以來の諸侯の國であり、始皇帝が登場する以前から戰國の諸侯國を少しずつ滅ぼしていましたが、始皇帝が天下を平定して皇帝を名乗ることに對して、誰も異論を持たなかったと思います。しかしながら、高祖は優れた統率者ですが微細の出身であり、そのまま無條件で帝位が父子相續できるわけではなかったのであります。呂后本紀には高祖が皇帝となつた時に、羣臣と「劉氏出身者以外で王となつた者は皆で撃つ」ことを約した、とあります。あとの周勃世家を見ますと、この「王」とは君主の意味ではなく、功有る者の得られる侯爵の上に来る王爵であることが判ります。つまり、天下を取つたあとは劉氏以外の者に王爵を與えない約束を、劉邦は羣臣と交す必要があつたわけです。そう考えますと、高祖没後の呂后の專權も、種々の統治ルールが確立しない時期において、強力なリーダーシップが必要とされた状況を示すと理解することもできましよう。

漢初に、このようなことが高祖と臣下との間の約として結ばれていたことを知りますと、『史記』竇嬰傳も大變興味深い史料となります。景帝が酒の席で弟の梁孝王に、「千年経つたら皇帝位を譲ろう」と言つて竇嬰にたしなめられるのですが、その時竇嬰は「天下は高祖の天下にして、父子相傳は此れ漢の約なり」と言つております。おそらく、高祖は皇帝となつた時に、帝位を劉氏の間で父子を原則に繼承していくことも、羣臣との間で約として交したのでありま

しょう。この竇嬰傳とよく似た情況が、百三十年以上たった前漢末にも出て参ります。佞臣の董賢に對し、酒の上の話として、「堯が舜に禪讓したことを眞似しようと思うがどうか」、と言った哀帝に對して王閔が竇嬰同様にたしなめるのです。しかし、その言には、「天下は乃ち高皇帝の天下にして陛下の有に非ざる也」とありますが、その次には「陛下は宗廟を承け」云々とあって、「約」に類する言葉はありません。皇帝位を子孫に傳えることが當然のように語られ、前漢末には漢王朝の權威が確立して「約」を持ち出す必要がなくなっている情況が窺われます。このように同じ皇帝制といっても、その父子繼承に神經を使わなければならなかった前漢當初と、既に二百年の傳統を築くことに成功した前漢末とではその權威に大きな差があったわけです。

ここであらためて前漢の帝位の繼承を見てみますと、比較的順當に皇太子がそのまま皇帝となっており（圖1參照）。少帝弘などの場合を除いて、基本的には皇帝生前の讓位は無かったと言えます。また、概ね各皇帝は成人の年齢で即位しております。こうしたことには偶然もありましょうが、呂后没後の文帝や昌邑王賀の廢位後の宣帝は、羣臣の會議によって適任者として選ばれております。要するに、前漢では基本的には統治者としての能力を持った人物が皇帝となったのであり、昭帝の葬儀中に廢位される仕儀となった昌邑王賀も、その資質が問題となったことは『漢書』霍光傳に詳しく記されています。日本でも、奈良朝には成人の天皇が即位しますが、律令體制の進展した平安時代には幼帝も出現してきます。後漢の帝位繼承については後に觸れますが、前漢は中央集權國家としては建設途上の國家であり、先帝の死去後に成人の皇太子が立つ形でその帝位繼承が順調に行われたという偶然が、二千年に亘って續く中國皇帝制の基礎を作り上げたと思われなりません。しかし、昭帝が八歳で即位した時には霍光を中心とした内朝が作られつつあり、前漢末になると王莽を中心とする外戚の王氏が擡頭してきます。官僚機構が進展するにつれて「約」ではなく機構や、その機構に親族が進出する婚姻關係によって、皇帝を制約する現象も出てくるわけです。

因みに、前漢では初めは皇后のあり方も多らかなもので、皇帝は自分の好きな女性を皇后に立てることができました。武帝の姉の平陽公主の謳者（歌手）から、武帝に見初められて皇后になった衛皇后はその典型でしょう。趙姉妹の姉として有名な趙飛燕は成帝の皇后となりましたが、衛皇后と同じような出身です。しかし、前漢も後半になると有力な臣下の女が皇帝に配されることも多くなり、外戚同士の争いも目立ってきて、非業の最期を遂げる皇后もふえてきます。霍光の女は宣帝の皇后となりますが後に廢されて自殺し、王莽の女は前漢最後の皇帝平帝の皇后となりました。後漢では、一般に重臣の家系の女性が多く、後半には外戚の擡頭を反映して外戚の女性が目立つ様になります。そのせいか、後漢でも自殺したり憂死したりする皇后もいますが、一方で皇太后などとなって天壽を全うする皇后も少なくありません。また、初めに觸れた明帝の馬皇后（伏波將軍馬援の女）のように、後漢前半には賢夫人として儒教の教養を讃えられる皇后も多く、官僚制下における儒教の浸透が皇后の世界にも反映していることが判ります。このように、皇后のあり方から皇帝制下における官僚制の展開を看取することもできるわけです。

三 後漢

以上、前漢の皇帝祭祀の展開や帝位繼承のあり方を見ながら、前漢末に至るまでに公的な性格を持つ儒教的な祭祀が形成され、皇帝の權威も確立してくる過程を見てきました。しかし、經書に記述の無い北郊の祭祀が設定されるなど、前漢は中國の專制國家としてはなお建設途上にあっただけと言えましょう。このことを前提に、次に後漢について簡単に見てみたいと思います。

後漢の光武帝は建武元年に鄴（河北省高邑）で即位します。これは建國時の告代祭天の最初の例となりますが、史料

七にはその儀禮は元始中の故事を採用した、とあります。そのうち光武帝は雒陽（洛陽）に入り、南郊壇を雒陽城南七里に築きますが、これも鄒の場合と同様に元始中の故事を探りました。元始は平帝在位中の年號で、祭天の郊兆の制度として元始中の故事に依ったというのは、王莽の郊祀制度を採用したということに他なりません。光武帝は王莽を打倒するために行動しましたから、王莽の制度を採用したとは言えず、「元始中の故事」に依ったと言ったものと思われる。逆に言えば、王莽の定めた郊祀制度は後世が範とするに足るものであったわけです。但し、後漢の郊祀には冬至と夏至との祭祀はありません。正月上丁に南郊の祭祀をしたあと、北郊―明堂―高廟（高祖廟）―世祖廟（光武廟）と、順に一日ごとに祭るのを五供と言いました（『後漢書（續漢書）』禮儀志上）。私は以前に、このほかに十月に北郊單獨の祭祀があったと述べたこともありましたが、私の粗忽による誤讀だったようです。後漢の北郊の祭祀は、南郊の翌日に行う五供の時以外には無かったようです。その點、この機會に訂正しておきます。また、後漢では宗廟の祭祀については當初から前漢の皇帝を奉祭することにしており、それが王莽の考え方と同一で宗廟制度における「元始中の故事」と見なし得ることは、既に述べた通りです。

後漢の宗廟の祭祀には、大祭の禘祫と小祭の四時祭との二種類がありました。これらの祭祀に前漢の宗廟祭祀との直接のつながりを求めることはできません。正月・四月・七月・十月の四孟月及び臘日の一年に五回に行われる小祭の四時祭（時祭）は、光武帝の初期に定められました。詳細は省略しますが、時祭は經書にその根拠を求めることができず。大祭には三年に一度十月に行われる禘祭と、五年に一度四月に行われる禘祭とがあります。こちらは光武帝の末期に定められましたが、以上の「三年一禘、五年一禘」の根拠は史料七（二）に示しましたように緯書にあります。これは大變興味深い事實であります。一般に緯書は圖讖と結びつけられ、革命豫言の書としての性格が強調されます。しかし、禘祭・禘祭の記述の存在は、緯書が革命豫言の書ばかりでないことを示しています。『含文嘉』に見られる墳丘

の高さの規定も、同様のことを示しています。また、『孝經援神契』『孝經鉤命決』『尙書中候』『春秋元命苞』といった緯書には、天子や皇帝という君主號の解釋が記されています。従って、一部の緯書には儒教の禮を實踐していく上で、經書では不十分な部分を補う役割があったのではないのでしょうか。前にも觸れましたように、北郊の祭祀は經書に記述がなく、従ってその祭日も經書を根據に一義的に決定することはできません。經書に見える禮制の記述には、實際に行おうとすると案外に不完全なものもあり、前漢末以後儒教の祭祀を實踐に移そうとする際に、緯書が經書を補完する役割を果たしたこともあったのではないかと私は考えています。

なお、七(2)に引いた『尙書中候』は、「天子臣某」稱が後漢の比較的初期に存在していたことを示す史料となります。三國以降、皇帝は告代祭天の時など禪讓(同一王朝内の内禪を含む)を受けた時に「皇帝臣某」で天を祭り、それ以後は「天子臣某」で天を祭ることになります。一方、宗廟では常に「皇帝臣某」で祖先の皇帝を祭っていました。然るに、史料の引用は省略しましたが、後漢光武帝の即位時の告天文には「皇帝臣某」稱等は見られず、告天文が定型化する前の初期の状態を示しています。『白虎通』は章帝の時に成立していますから、「天子臣某」稱は章帝期には存在していたわけですが、さらにその成立時期を絞ることができるでしょうか。私は、七(1)の『舊唐書』輿服志に見える周遷輿服志の記述がヒントになるのではないかと思います。これは梁の周遷の『古今輿服雜事』(『隋書』卷三三經籍志二史部儀注篇)のことでしょうが、明帝の永平二年に天地の郊祀の服裝が定められたとあります。永平二年は明帝即位の二年後で、高祖を配祀する郊祀はともかく、後漢の宗廟は光武帝の死後初めて本格的に運用されるようになります。従って、前段に述べたような儒教的な祭祀は、この時から全面的に展開することになります。郊祀用の服裝を定めた永平二年を基點に、儒教的な祭祀を實踐していく上で必要な儀注が作られた、と考えるのが最も自然なのではないでしょうか。なお、先程の禘祫に關する禮緯や、この永平二年の服裝の記録はいずれも唐代の史料に引かれています。初めに

述べた唐代における漢代への關心の強さを物語る史料羣であると言えましょう。

ところで、漢代の宗廟の祭祀には謁廟という臨時の祭祀もありました。宗廟の祭祀では、日取の決められている定期的な祭祀を正祭、必要に応じて臨時に行われる祭祀を告祭といえます。少ないながら郊祀についても告祭があります。建國時の告代祭天などはその例です。宗廟の告祭のうち、漢代で最も重要なのは即位後の謁廟の禮でありました。即位後の謁廟に最初に注目した西嶋定生氏は、これを天命を得た祖靈を媒介として皇帝を天に結びつける重要な儀禮であると解釋しました⁹⁾。私もこの解釋は妥當であると思います。しかしながら、謁廟の禮は漢代の間でも少しずつ變化して参ります。當初は即位そのものが宗廟で行われました。秦の時にも、三世の秦王子嬰は宗廟即位の前に齋宮で丞相趙高を刺殺しており、漢の宗廟即位は前代からの繼承でありました。景帝までは先帝の葬儀が終わったあと宗廟に即位しており、先帝の葬儀と宗廟即位とが新帝にとっての最初の重要な儀禮であったことが窺われます。しかるに、武帝の時から新帝の即位と先帝の埋葬との順序が逆轉します。そして武帝の時には判りませんが、昭帝の時から即位は宮中（前漢では未央宮）で行われ、その当日に謁廟が行われるようになります。西嶋氏は、このような宗廟即位から柩前即位への轉換は武帝の朝廷で定められ、昭帝の時から實行されたとしますが、武帝は景帝の崩御当日に即位しており、或いは宮中における柩前即位は武帝の時から始まったのかも知れません。但し、即位儀禮におけるこのような劇的な變化がなぜ起こったか、その理由は不明です。また、前半期の大葬後の即位の影響でしょうか、武帝・昭帝の時を除いて前漢では柩前即位になっても、先帝の崩御から新帝の即位までには相當の日數が空いております。

次に後漢になりますと、先帝の崩御当日に新帝が宮中（但し定例の場所があったか否かは不明）で即位するようになります。後期には必ずしもそうとは言いませんが、これは外戚による幼帝擁立が原因であったと考えられますので、前期のような宮中の柩前における即日即位が後漢の即位儀禮の本來の姿であったと見てよいでしょう。そして、即位後

の謁廟は即位當日の儀禮ではなくなり、大葬終了後に回されるようになります。前漢の昌邑王賀は昭帝の葬儀の間に君主としての資質の不足が明らかとなり、昭帝の埋葬を待って廢位されます。また、前漢初期には即位そのものが先帝の埋葬當日に行われました。このような前漢における新帝の即位と先帝の大葬との關係を考えますと、後漢の謁廟の禮が即位から切り離され、大葬の後に移されたことは、明らかに即位における謁廟の役割の低下を示すものと考えられます。舉例は省略しますが、前漢の即位儀禮になくて後漢の即位儀禮に見られるようになるのは策書（冊書）の奉讀です。前漢の帝位繼承では、謁廟における祖靈の承認による天命の繼承が重要な意味を持つと考えられましたが、後漢では新帝の即位を命ずる先帝の文言が策書に書き込まれることによって（但し後漢の即位時の策書の内容は不明です）、即位儀禮としての柩前即位の完成度が高められ、謁廟の直接的な役割は不要となっていたのではないのでしょうか。或いは、後漢初期に完成した郊祀の實施も、この傾向に拍車を掛けていたのかも知れません。なお、後漢の謁廟の禮は高廟の翌日に光武帝の世祖廟にも謁する形を取ります。それが和帝の時から登場するのは、世祖廟一廟のみを立てるといふ太廟の形式が確立するのが章帝期であったからでありましょう。

このように、後漢の即位儀禮が宮中での柩前に於ける即日即位に移行し、これに策書の奉讀が加わることは、即位儀禮が宗廟における祖靈の繼承といった曖昧な要素を拂拭し、公的な廣い空間における事務的な儀禮に轉化していったことを意味します。そこには、帝位繼承における「約」といった、特定の少數を對象とする要素はもはや存在しません。漢代における官僚制度の進展は、即位儀禮の中にもそれに見合う形式を創出させることになるのです。謁廟の禮は、南北朝期の南朝では皇太子以外の者が帝位に即く場合の禮として解釋し直され、唐宋時代には即位儀禮に必須の儀禮とは考えられなくなります。また、唐代では途中から皇帝が大明宮に住むようになり、皇帝の生活空間としての大明宮と儀禮空間としての太極宮が分離することもあって、先帝崩御後に皇太子の即位を記した遺詔が大明宮で宣せられ、その後

に先帝の柩を太極殿に移してから、柩前で冊書の授受を中心とする即位儀禮が行われるようになります。崩御した皇帝の遺詔としては前漢文帝のものが有名ですが、文帝の遺詔は薄葬の勵行を中心とするものであって、そこには皇太子による帝位の繼承のことは一言も觸れられていません。唐代の宣遺詔は、皇太子の帝位繼承が先帝の遺志に基くことを確認する儀禮として新たに解釋し直されたものと言えましょう。このように、漢代以後でも、即位儀禮はその時々々の皇帝制度のあり方によって變化しております。それが皇帝（先帝）の一方的な意思の確認に終わらず、むしろ宮都の官人の承認を得る形に變化しているのは、興味深い所です。

最後に、以上に述べた點を念頭に置いて、後漢における帝位繼承を一瞥しておきます。後漢の帝位繼承は圖2の通りです。周知のように和帝以後は幼帝の即位が續出し、外戚や宦官による後繼者擁立工作がこれに拍車を掛けていきます。そのことは、後漢中期から即日即位がほとんど實現されなくなることも反映しています。それでは、後漢の皇帝制度、皇帝支配は前漢に比べて後退したと言って良いのでしょうか。武帝のように強力なリーダーシップを取る皇帝が出現しなくなった、という點から見ればそうかも知れません。しかしながら、前漢では帝位繼承の危機に文帝・宣帝のような實際の統治能力を持つ人物が選ばれましたが、後漢で幼帝が立てられたことは前漢に比べて官僚制度が成熟し、幼帝を頂いても政治を停滯させないだけの機構が出来上がった結果である、と見ることもできます。前漢中期から皇帝の補佐機構として尙書を中心とした内朝が形成され、後漢になると尙書體制というべきものに進展します。内朝の出現を通説では皇帝支配の阻害要因と見ますが、幼帝の即位も皇帝と一體化した形での尙書體制進展の結果である、という見方もあります¹⁰。石母田正氏は、古代日本では律令制の進展に伴って首長の人格的支配から官僚制の機構による支配へと轉換していった、と指摘しています¹¹。前に觸れた平安時代における幼帝の出現も、人格的支配から機構的支配への展開の結果として理解し得るわけです。通説では、後漢の皇帝支配は外戚や宦官の擡頭もあって前漢に比べて後退したと言われ

ますが、以上の諸見解を参考にすれば、中國では後漢になると皇帝個人の手腕に頼る人格的支配から、皇帝自身は幼帝でも統治可能な機構的支配へ轉換していった、と見ることはできないでしょうか。

四 おわりに

以上、駆け足で前漢から後漢における皇帝祭祀の展開と帝位繼承の特質とを見てきました。前漢發足時から皇帝の關與する種々の祭祀が行われてきましたが、郊祀制度導入と共にそれらの祭祀は淘汰されていきました。その時廢止された祭祀から見ると、不老長生等の個人的な願望の實現を祈る祭祀から、郊祀や宗廟を中心に皇帝・天子の正統性を支える祭祀に轉換して行きました。後者の祭祀は儒教の經書に見られますので、儒教の浸透に伴って前漢の皇帝祭祀は儒教的な祭祀に變わっていったと言えるわけです。これは言わば常識ですが、實はその過程で北郊の祭祀が初めて設定されるなど、儒教的な祭祀そのものが新たに作り出されていったのです。ことに、天地の郊祀制度の根幹は王莽によって創出されました。また、宗廟の祭祀でも代々の皇帝を祭る大原則は王莽が打ち立てました。これらの制度ことに郊祀制度は、「元始中の故事」と言われて後漢にも繼承されていきます。このような、皇帝祭祀の形成における王莽の役割は、十分に注意されなければなりません。宗廟の具體的な祭祀制度は後漢の光武帝期に出現しますが、そこでは緯書も典據とされました。ほかに、皇帝・天子という稱號の意義を解釋した緯書や、「天子臣某」というその後の皇帝祭祀によく用いられる皇帝の自稱の出現に關わる緯書もあります。儒教的な祭祀そのものが多くは新たに形成されてきたことを考えますと、緯書には儒教を實踐に移す上で經書を補完する役割もあった、と言えるのではないのでしょうか。

このような儒教祭祀の展開を念頭に置いて、漢代における即位儀禮を見ていきますと、前漢中期までの宗廟即位がそ

の後は宮中の柩前即位に續く謁廟の儀禮となり、後漢に至ると謁廟は先帝の大葬終了後の儀禮となることが眼を引きます。そして後漢になると、前漢の即位儀禮には無い柩前における策書の奉讀が見られるようになります。即位儀禮も、宗廟で祖靈の承認を受ける神秘的な儀禮から、宮中で羣臣を前にして行う任命式に轉換して行くわけで、漢代における官僚制度の形成、成熟が即位儀禮にも浸透していく状況が見て取れます。このような官僚制の進展は、皇帝と皇后との関係も變えていきます。前漢末から皇后には有力な官僚の女が配されるようになり、彼女達には儒教的な教養が求められます。おそらく、皇帝が皇后を選択する自由は大幅に制限されるようになったでしょう。皇帝自身は、皇太子が即位できなかった場合に前漢では統治能力のある人物が選ばれますが、後漢では統治能力の缺如した幼帝が相次いで選ばれるようになります。通説ではこの現象を後漢における皇帝権力の後退と見ますが、官僚機構が機能するようになったからこそ幼帝の出現が可能となった、と見ることも出来ます。前後漢の間における官僚制の進展、言い換えれば皇帝支配體制の強化を見落としてはいけないと思います。

このように、漢代における皇帝祭祀及びそれに關連する諸現象の變化發展を辿ることによって、漢という王朝がその時點時點で直面した課題の一面と、それをどのように解決して行ったか、という點とを見ることが出来ます。前漢一代を通じて成人の皇太子がほぼ順當に即位することができた、という偶然がその後二千年間に亘って續いた皇帝制にとっていかに重要な事實であったか、痛感させられます。初めの方で、文帝の籍田・親桑の實施、祕祝の廢止と肉刑の廢止とが同時に行われたことを述べましたが、從來は皇帝祭祀の展開とその王朝の政治過程とを關連づけて見る作業は、ほとんど行われてきませんでした。しかし、手前味噌になりますが、皇帝祭祀研究を視野に入れることによって政治史の様々な課題も見えてくるのではないのでしょうか。以上のような問題提起をして、本日の講演を終わりたいと存じます。御清聽難有うございました。

注

- (1) 拙稿「中國古代的皇后之地位」(韓國・中國史學會『中國史研究』第20輯、二〇〇二年) 參照。
- (2) 『漢書』郊祀志の譯注に、狩野直禎・西脇常記譯注『漢書郊祀志』(平凡社東洋文庫、一九八七年) がある。
- (3) 好竝隆司「中國古代祭天思想の展開」(同『秦漢帝國史研究』所收、未來社、一九七八年、初出は一九七五年) 參照。
- (4) 小島毅「郊祀制度の變遷」(東京大學『東洋文化研究所紀要』第一〇八冊、一九八九年)。
- (5) 拙稿「漢代の郊祀と宗廟と明堂及び封禪」(金子『古代中國と皇帝祭祀』所收、汲古書院、二〇〇一年、初出は一九八二年)。
- (6) 例えば、正月の郊祀の祭日は後には上辛のみとなり、また當日は天地合祭ではなく天のみ祭られる場合も多い。
- (7) 保科季子「前漢後半期における儒家禮制の受容」(歴史と方法編集委員會編『方法としての丸山眞男』所收、青木書店、一九八八年)。
- (8) 當時の社會における「約」の重要性については、増淵龍夫「戰國秦漢時代における集團の『約』について」(同『新版中國古代の社會と國家』所收、岩波書店、一九九六年、初出は一九五五年) 參照。
- (9) 西嶋定生「漢代における即位儀禮」(同『中國古代國家と東アジア世界』所收、東京大學出版會、一九八三年、初出は一九七五年) 參照。
- (10) 富田健之「後漢前半期における皇帝支配と尙書體制」(『東洋學報』第八一卷第四號、二〇〇〇年) 參照。
- (11) 石母田正「古代官僚制」(『石母田正著作集』第三卷所收、岩波書店、一九八九年、初出は一九七三年)。

史料編 (傍線は金子)

一、后嘗撰古婦人善事、勒成十卷、名曰女則、自爲之序。又著論駁漢明德馬皇后、以爲不能抑退外戚、令其當朝貴盛、乃戒其龍馬水車、此乃開其禍源、而防其末事耳。(『舊唐書』卷五一后妃傳上、太宗文德皇后長孫氏傳)

二、明年(建始二年、前三二)、上始祀南郊、赦奉郊之縣及中都官耐罪囚徒。是歲衡(匡衡)・譚(張譚)復條奏、長安尉官縣官給祠郡國候神方士使者所祠、凡六百八十三所。其二百八所應禮、及疑無明文、可奉祠如故。其餘四百七十五所不應禮、或復重、請皆罷。奏可。本雍舊祠二百三所、唯山川諸星十五所爲應禮云。若諸布・諸嚴・諸逐、皆罷。杜主有五祠、置其一。又罷高祖所立梁・晉・秦・荊巫・九天・南山・萊中之屬、及孝文渭陽・孝武薄忌泰一・三一・黃帝・冥羊・馬行・泰一・皋山山君・武夷・夏后啟

母石・萬里沙・八神・延年之屬、及孝宣參山・蓬山・之罘・成山・萊山・四時・蚩尤・勞谷・五牀・僊人・玉女・徑路・黃帝・天神・原水之屬、皆罷。候神方士使者副佐・本草待詔七十餘人、皆歸家。〔漢書〕郊祀志下）
師古曰、本草待詔、謂以方藥本草而待詔者。〔漢書〕郊祀志下顏師古注）

三、

○六年（前二〇一）、高祖五日一朝太公、如家人父子禮。太公家令說太公曰、天無二日、土無二王。今高祖雖子人主也、太公雖父人臣也。奈何令人主拜人臣、如此則威重不行。後高祖朝、太公擁篲迎門卻行。高祖大驚、下扶太公。太公曰、帝人主也、奈何以我亂天下法。於是高祖乃尊太公爲太上皇。〔史記〕高祖本紀）

○（文帝二年、前一七八）正月、上曰、農天下之本、其開籍田、朕親率耕、以給宗廟粢盛。〔史記〕孝文本紀）

○（文帝十三年、前一六七）春二月甲寅、詔曰、朕親率天下農耕、以供粢盛。皇后親桑、以奉祭服、其具禮儀。夏除祕祝、語在郊祀志。五月、除肉刑法、語在刑法志。〔漢書〕文帝紀）

○（文帝）十三年夏、上曰、蓋聞天道禍自怨起、而福繇德興、百官之非、宜由朕躬。今祕祝之官、移過于下、以彰吾之不德、朕甚不取、其除之。〔史記〕孝文本紀）

○後三歲（文帝十五年、前一六五）、黃龍見成紀。文帝乃召公孫臣、拜爲博士、與諸生草改歷服色事。其夏下詔曰、異物之神、見于成紀、無害於民、歲以有年。朕祈郊上帝諸神、禮官議、無諱以勞朕。有司皆曰、古者天子夏親郊祀上帝於郊、故曰郊。於是夏四月、文帝始郊見雍五時祠、衣皆上赤。〔史記〕封禪書）

四、其秋（武帝元鼎四年、前一一一）上幸雍且郊。或曰、五帝、太一之佐也。宜立太一而上親郊之。上疑未定。齊人公孫卿曰、今年得寶鼎、其冬辛巳朔旦冬至、與黃帝時等。（中略）卿曰、（中略）黃帝采首山銅、鑄鼎於荆山下。鼎既成、有龍垂胡頹、下迎黃帝。黃帝上騎、羣臣後宮從上者七十餘人、龍乃上去。餘小臣不得上、乃悉持龍頹、龍頹拔墮、墮黃帝之弓。百姓仰望黃帝既上天、乃抱其弓與胡頹號。（中略）於是天子曰、嗟乎、吾誠得如黃帝、吾視去妻子如脫躡耳。乃拜卿爲郎、東使候神於太室。上遂郊雍、至隴西。西登崆峒、幸甘泉。令祠官寬舒等具太一祠壇。祠壇放薄忌太一壇、壇三垓、五帝壇環居其下、各如其方。（中略、元鼎五年）十一月辛巳朔旦冬至味爽、天子始郊、拜太一、朝朝日、夕夕月則揖。〔史記〕封禪書）

五、

○(元始五年_二五)莽又頗改其祭禮曰、(中略)天地合祭、先祖配天、先妣配墜、其誼一也。天墜合精、夫婦判合、祭天南郊、則以墜配、一體之誼也。天墜位皆南鄉、同席、墜在東、共牢而食。高帝·高后配於壇上、西鄉、后在北、亦同席共牢。牲用繭栗、玄酒陶匏。(中略)天墜有常位、不得常合、此其各特祀者也。陰陽之別、於日冬至夏至。其會也、以孟春正月上辛若丁。天子親合祀天墜於南郊、以高帝·高后配。陰陽有離合、(中略)以日冬至使有司奉祠南郊、高帝配而望羣陽、日夏至使有司奉祭北郊、高后配而望羣陰。(中略)當此之時、后不省方、故天子不親而遣有司、所以正承天順地、復聖王之制、顯太祖之功也。(『漢書』郊祀志下)

○至平帝元始中、大司馬王莽奏、(中略)臣愚以爲皇考廟本不當立、累世奉之、非是。(中略)父爲士、子爲天子、祭以天子者、迺謂若虞舜·夏禹·殷湯·周文·漢之高祖、受命而王者也。非謂繼祖統爲後者也。(『漢書』韋玄成傳)

○平帝卽位、新都侯王莽白、(中略)定陶墜廢共皇廟。(『漢書』師丹傳)

六、

○正月、諸侯及將相、相與共請尊漢王爲皇帝。漢王曰、吾聞帝賢者有也。空言虛語、非所守也。吾不敢當帝位。羣臣皆曰、大王起微細、誅暴逆、平定四海、有功者輒裂地而封爲王侯。大王不尊號、皆疑不信。臣等以死守之。漢王三讓、不得已曰、諸君必以爲便、便國家。甲午、乃卽皇帝位汜水之陽。(『史記』高祖本紀)

○七月中、高后病甚、迺令趙王呂祿爲上將軍、軍北軍、呂王產居南軍。呂太后誠產·祿曰、高帝已定天下、與大臣約曰、非劉氏王者、天下共擊之。今呂氏王、大臣弗平、我卽崩、帝年少、大臣恐爲變。必據兵衛宮、慎毋送喪、毋爲人所制。辛巳、高后崩。(『史記』呂后本紀)

○梁孝王者、孝景弟也、其母竇太后愛之。梁孝王朝、因昆弟燕飲。是時上未立太子、酒酣、從容言曰、千秋之後傳梁王。太后驩竇嬰引卮酒進上曰、天下者高祖天下、父子相傳、此漢之約也。上何以得擅傳梁王。太后由此憎竇嬰、竇嬰亦薄其官、因病免。(『史記』魏其武安侯列傳魏其侯竇嬰傳)

○而梁孝王每朝常與太后言條侯(周亞夫)之短。竇太后曰、皇后兄王信可侯也。(中略)景帝曰、請得與丞相議之。丞相議之、亞夫曰、高皇帝約、非劉氏不得王、非有功不得侯、不如約、天下共擊之。今信雖皇后兄、無功、侯之非約也。景帝默然而止。(『史記』絳侯周勃世家)

○後上（哀帝）置酒麒麟殿、賢（董賢）父子親屬宴飲、王閔兄弟・侍中・中常侍皆在側。上有酒所、從容視賢笑曰、吾欲法堯禪舜、何如。閔進曰、天下迺高皇帝天下、非陛下之有也。陛下承宗廟、當傳子孫於亡窮。統業至重、天子亡戲言。上默然不說、左右皆恐。於是遣閔出、後不得復侍宴。（『漢書』佞幸傳董賢傳）

七、

(1)

○二年（建武二年＝二六）正月、初制郊兆於雒陽城南七里。依鄗采元始中故事、爲圓壇八陛、中又爲重壇、天地位其上、皆南鄉、西上。（『後漢書』續漢書』祭祀志上）

○建武元年（二五）、光武卽位于鄗、爲壇營於鄗之陽、祭告天地、采用元始中郊祭故事、六宗羣神皆從、未以祖配、天地共饋、餘牲尙約。（同右）

○顯慶元年九月、太尉長孫無忌與修禮官等奏曰、（中略）按周遷輿服志云、漢明帝永平二年（五九）、制採周官・禮記、始制祀天地服、天子制十二章。（『舊唐書』卷四五輿服志）

○光武建武二年（二六）正月、立高廟於雒陽、四時祫祀、高帝爲太祖、文帝爲太宗、武帝爲世宗如舊。餘帝四時、春以正月、夏以四月、秋以七月、冬以十月及臘、一歲五祀。（『後漢書』續漢書』祭祀志下）

○（建武十九年＝四三）大司徒涉（戴涉）等議、宜奉所代、立平帝・哀帝・成帝・元帝廟、代今親廟。（中略）宜爲南頓君立皇考廟、祭上至春陵節侯、羣臣奉祠。（同右）

(2)

○上元三年（六七六）十月三日、有司將祫享於太廟。時議者以禮緯三年一祫五年一禘、公羊傳云五年一禘而再殷祭、兩文互異、莫能決斷（下略）。（『唐會要』卷一三禘祫上）

○天子者爵稱也。爵所以稱天子何。王者父天母地、爲天之子也。故援神契曰、天覆地載、謂之天子、上法斗極。鉤命決曰、天子爵稱也。（『白虎通疏證』卷一爵）

○何以知帝亦稱天子、以法天下也。中候曰、天子臣放勳。（同右）

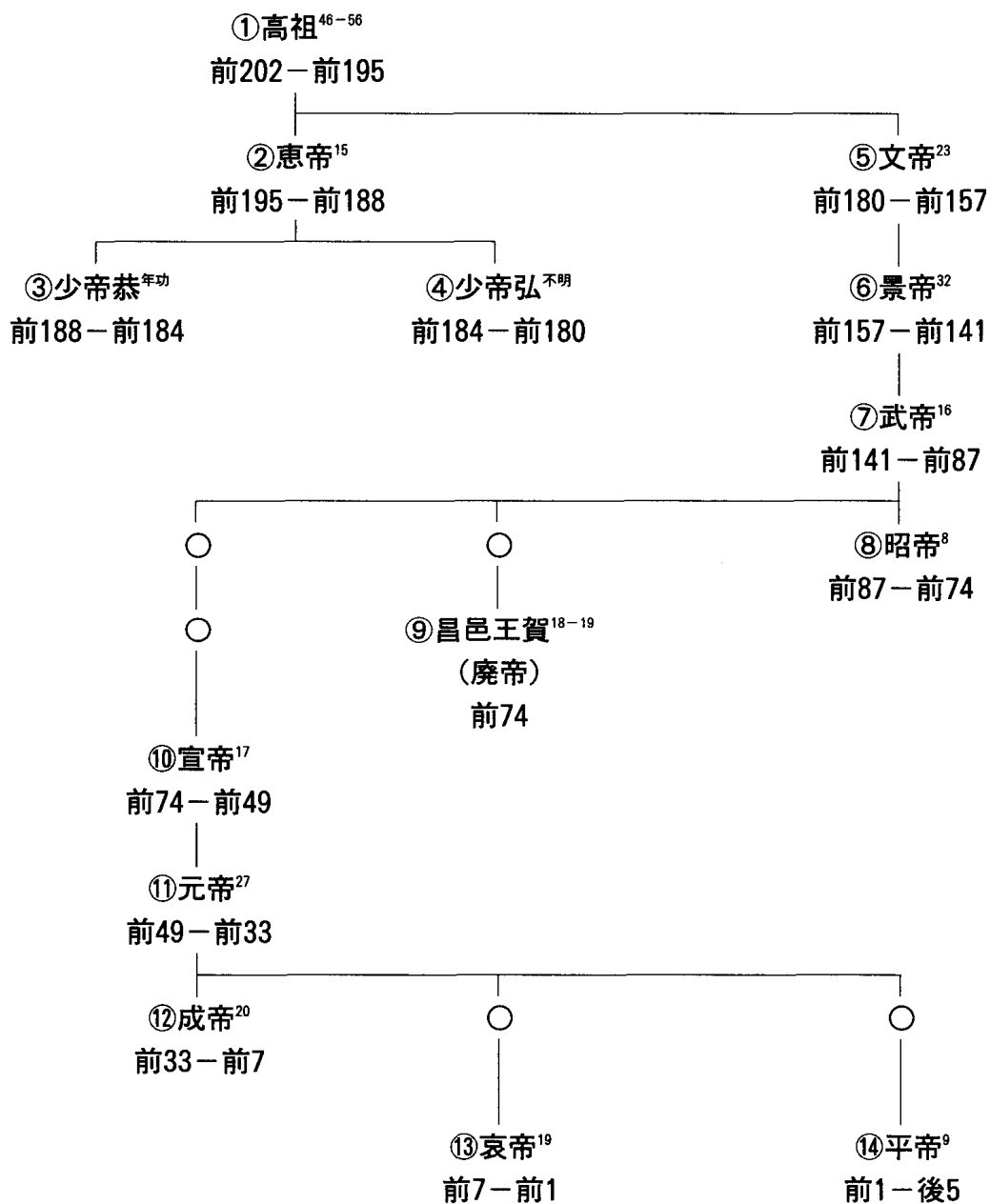
○春秋元命苞曰、皇者煌煌也、道爛然顯明、帝者諦也。（『太平御覽』卷七六皇王部一敘皇王上三葉右七行）

○含文嘉曰、天子墳高三仞、樹以松、諸侯半之、樹以柏、大夫八尺、樹以欒、士四尺、樹以槐、庶人無墳、樹以楊柳。〔白虎通疏證〕卷一一崩薨)

参考文献(注で言及しなかったものを含む)

- 金子修一「漢代の郊祀と宗廟と明堂及び封禪」(同『古代中國と皇帝祭祀』所收、汲古書院、二〇〇一年、初出は一九八二年)
- 金子修一「古代中國の王權」(網野善彦他編『岩波講座天皇と王權を考える』第一卷所收、岩波書店、二〇〇二年)
- 好竝隆司「中國古代祭天思想の展開」(同『秦漢帝國史研究』所收、未來社、一九七八年、初出は一九七五年)
- 小島毅「郊祀制度の變遷」(東京大學『東洋文化研究所紀要』第一〇八冊、一九八九年)。
- 保科季子「前漢後半期における儒家禮制の受容」(歴史と方法編集委員會編『方法としての丸山眞男』所收、青木書店、一九九八年)。
- 保科季子「天子の好速―漢代の儒教的皇后論―」(『東洋史研究』第六二卷第二號、二〇〇二年)
- 鶴間和幸「漢律における墳丘規定について」(東京大學東洋文化研究所『東洋文化』第六〇號、一九八〇年)
- ルドルフ・ヘルツァー(福井重雅譯)「淫祀及び淫祠の考察」(『漢魏文化』第四號、一九六三年)

図1 前漢帝位継承図



* ○付数字は即位順。皇帝の右肩の数字は即位時の年齢(推定を含む)。皇帝の下の数字は在位年代を示す。図2も同じ。

图2 後漢帝位繼承図

